

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（9月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

組合のC I戦略について（千葉県自転車軽自動車商協同組合）

P.6 全国先進組合事例

生ゴミ収集運搬処理業務の新たな受注と堆肥化事業の実施（御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合）

P.7 組合Q&A

代表理事の残任義務／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 シリーズ「躍進企業」

西岬観光株式会社（千葉ハイヤー・タクシー事業協同組合）

P.10 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（7月）

P.12 会員だより

組合型製品「ウェーブボウソウ」の開発（千葉県コンクリート製品協同組合）

P.14 中央会だより

千葉県商業協同組合協議会創立総会開催
健康づくり食生活講演会開催のお知らせ（公益社団法人 千葉県栄養士会）ほか

P.15 インフォメーション

平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります



2012
No.565

9

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（9月）

平成24年8月24日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
9/4	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：協同組合東金ショッピングセンター	商業連携支援部
9/6	木	連携組織活性化研究会 対象：富士見商店街協同組合	商業連携支援部
9/13	木	連携組織活性化研究会 対象：富士見商店街協同組合	商業連携支援部
9/14	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾協同組合	商業連携支援部
9/19	水	青年部研究会 対象：船橋総合卸商業団地協同組合	工業連携支援部
9/20	木	連携組織活性化研究会 対象：富士見商店街協同組合	商業連携支援部
9/21	金	連携組織活性化研究会 対象：松葉町商店会協同組合	商業連携支援部
9/21	金	組合後継者等育成事業 青年部広域交流会（於：福岡県）	工業連携支援部
9/24	月	連携組織活性化研究会 対象：協同組合一宮スタンプ会	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
9/5	水	ふさの国商い未来塾 第4回講座 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
9/12	水	ふさの国商い未来塾 第5回講座 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
9/19	水	ふさの国商い未来塾 第6回講座 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
■ 千葉県中小企業連携強化推進事業			
9/24	月	千葉県中小企業連携強化推進事業 第4回内部検討会	経営支援部
■ 金融対策・支援			
9/3	月	金融懇談会 場所：(株)商工組合中央金庫千葉支店	工業連携支援部
■ 全中補助事業			
9/27	木	地域中小企業の人材確保・定着支援事業 出前講義（於：千葉工業大学）	経営支援部
■ 団体等運営支援事業			
9/11	火	千葉県中小企業団体青年中央会 第3回役員会	工業連携支援部
9/14	金	千葉県商店街振興組合連合会 計画策定促進事業 対象：千葉ショッピングセンター商店街（振興）	商業連携支援部
9/21	金	千葉県中小企業団体青年中央会 組合青年部全国講習会	工業連携支援部
9/21	金	千葉県中小企業組合士会 創立30周年記念講演会及び記念祝賀会	経営支援部

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成23年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉県自転車軽自動車商協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	山口 道博	住 所	千葉市中央区赤井町 919-2
	設 立	昭和 42 年 3 月	業 種	自動車・自転車小売業
	会 員	458名 (平成23年3月末日時点)		
テ ー マ	組合のC I戦略について			
担 当 部 署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel 043-306-3284)			
専 門 家	諏訪山デザイン事務所 代表 諏訪山 良和			

背景と目的

千葉県自転車軽自動車商協同組合（以下組合）は、自転車等の販売及びそれに関連するサービスを業とする販売店の組合である。

組合の歴史は古く、太平洋戦争中に国策の資源統制を目的とする自転車リヤカー商協同組合が設立、この組合を元に昭和42年に協同組合法に基づき相互扶助組織として協同組合に生まれ変わった。

その後、昭和53年に自転車事故防止を目的とする自転車安全制度（国家資格）が制定され、昭和55年には自転車の安全性確保の為に「自転車の安全利用促進及び自転車駐車場整備」に関する法律の施行。平成6年から自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律改正、自転車の防犯登録の義務化などができ、これらの防犯や交通安全の一翼を担う形で、TSマーク制度の賠償責任保険や防犯登録等が組合の業務として加わった。

現在、国内における自転車の保有台数は約7千万台弱（平成19年、社団法人自転車協会調べ）にも増加、すでに国民二人に一台以上の

保有数になってきている。自転車の省エネ性や健康志向への関心の高まりもあり、いまだ増加の傾向にあり、自転車を取り囲む社会環境も多くの問題を抱えている。

最近の警視庁の事故統計では自転車に起因する交通事故比率は年々増加の傾向にある。これらの原因は、人や車との通行区分が混在する道路が多く、自転車のための専用道が少ない。また夜間の無灯火走行や二人乗りといった交通マナーの問題、高性能のスポーツ自転車が増え走行スピードが早くなったことや、携帯を使用しながらの走行など、年々新しい交通安全への課題が生まれている。

また、店が取り扱う自転車の種類も、近年の個性化や趣味の多様化に合わせ増えている。用途別にあげてもシティ型、オフロード型、クロス型、ミニベロ・折りたたみ型等あり、形や性能がそれぞれに異なる。体力がなくても長距離や坂道が楽に走れる電動機自転車も増加。他にも観光ビジネス向けであるが、エコで環境に優しく高性能なペロタクシー（自転車タクシー）、シルバー世代や身障者のための電動カーなど、新しい分野の

自転車も生まれている。

経営環境は他の小売業と同様、低価格路線をとる大型量販店が増加、地域に根ざした販売店として発展して行くため、以上の情報発信や活動、顧客ニーズへの対応が重要な課題となっている。

これらの対応策として、組合の活動を多くの消費者に深く理解して頂く事。そのため、今以上に親しみある自転車店とするためのイメージアップを主目的とした組合CIの研究事業を行う事になった。

事業の活動内容

23年度はCI戦略の導入の手始めとして、CIの考え方を学ぶため専門家を招き講習会を実施した。

講習ではCI戦略を構築実施して行くにあたり、その基本とする組合の業務そしてコンセプト（理念）について改めて確認を行った。

組合の活動内容は、共同事業として販売促進や展示会などの開催や宣伝もあるが、特に重要な事業はTSマークと防犯登録の二つの普及活動である。TSマークは道路交通法に基づき警視庁が定めた自転車の安全基準に適合する自転車であること、確認証を普及促進

させる自転車安全利用促進事業であり、防犯登録は自転車盗難予防と被害者への早期回復を促進するための活動事業である。

組合は自転車販売店のために活動すると同時に、自転車を通して、社会に役立つよう、安全で正しい自転車の普及活動にも取り組む使命を持っている。

これらからまとめられたCIコンセプト（組合活動理念）は、

1. 安心・安全な自転車を販売
2. 自転車を扱うプロとして活動
3. 交通安全、防犯活動に協力

これらを表出させるシンボルキャラクターについてデザインのプロ専門家による試作を元に、今後の導入のための検討会を行った。（デザイン図案下記参照）

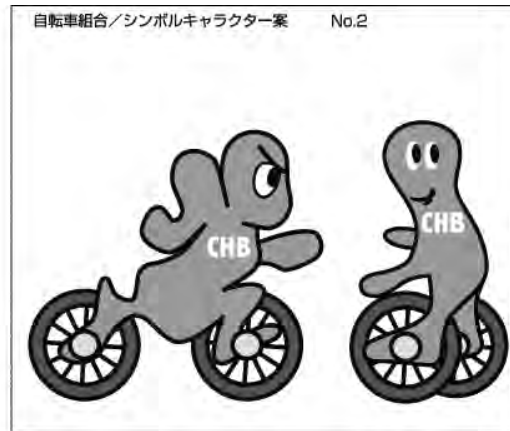
次年度、正式にデザインを決めるため、今回導きだされた前述の条件等を参考に、正式に制定する際のキャラクターについて、デザインコンセプトやネーミング公募などの導入方法を検討、確認した。

1. デザインは、自転車を擬人化し、動的な展開が可能。
2. 親しみの持てる優しいイメージのキャラクター。

3. 近年流行の着ぐるみ的な展開ができる。



自転車組合/シンボルキャラクター案 No.1



自転車組合/シンボルキャラクター案 No.2

事業の成果

地域の防犯や交通安全の活動に

積極的に係る事で、全国組織の大量販店との差別化をめざす。

そのため、地域でいわば「自転車のコンシェルジュ」として、消費者と顔の見えるコミュニケーション力を強化し、自転車のA-Zまでフォローできるよう、新製品や新しい生活提案力もある店をめざしていく必要性を再認識した。

そのための手段として情報発信を重視、従来以上にホームページを使ったPR活動を進める。特に組合内部向けから消費者に向けた情報内容を強化する。

今後、特に充実させる内容として、「街の自転車屋さんさんの仕事（自転車のコンシェルジュ）」として、出来るだけ楽しい表現で幅広く紹介する。その事例として、

1. 我々は安心・安全な自転車を販売しています
2. プロの組み立てた自転車は一味違います
3. 得意技 メンテナンスとにか腕に自信有り!!

例えば、自転車店の仕事も、一般的な自転車の販売やパンク修理だけでなく、あまり知られていないスクーターのタイヤ修理や出張修理、車椅子の修理、農耕用車の

修理についても、具体的に紹介して行く。

今後の展望・期待

まとめとして、より理解を深めたい当組合の活動を記載する。

1. 「T-Sマーク（TRAFFIC SAFETY 交通安全）の普及活動」

T-Sマーク制度は自転車を安全に利用してもらうために、自転車安全整備士が点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認した際に貼られるマークで、万一の事故等の際、傷害及び賠償責任の保険が付加される。

2. 自転車防犯登録の普及活動

自転車の盗難防止を目的とし、販売店で登録、防犯登録シールを自転車に貼る事で運営されている。この他、特に力を入れてる活動が自転車の買い物がこのひたたくり防止である。

この対策として、自転車の買い物カゴに取り付けるひたたくり防止ネットの普及推進活動を警察や地域団体と連携協力し、防止ネットの配布および普及のためのPR活動を行っている。

（諏訪山 良和）

テーマ 共同受注

生ゴミ収集運搬処理業務の新たな受注と堆肥化事業の実施

御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合

生ゴミの減容化を進めるため、収集運搬のノウハウを生かして堆肥化施設を運営。組合として積極的に取り組んだ事がイメージアップにつながり、市民の協力を得られた。

背景と目的

行政よりゴミの減量化・減容化・堆肥化等の方針が打ち出され、組合に対しても協力要請があった。業界が積極的にリサイクル事業を展開することはイメージアップにつながり、また組合が共同事業として行うことで市の支援を受けやすくなるなど、最大の効果が期待された。取り組みにあたり市民の協力を得ることで、行政にとっても協力しやすい環境を作ることが出来たため、市より施設設備補助金を受けることもできた。

事業・活動の内容

当該組合が生ゴミリサイクル施設を設置し、組合員企業が事業系・一般家庭等の生ゴミの収集運搬を行い、施設ではHDM方式（木材チップにEM菌を投入し、堆肥化を進める）により、生ゴミの減量、減容化、堆肥化を行う。出来上がった堆肥を土壌改良剤肥料として農家や一般家庭に無償で配布するものである。初年度たる平成23年度は230t/年の生ゴミ回収処理を行い、事業拡大を順調に進めることにより年間1,000t程度の回収・処理を目指している。

活動の成果

リサイクル用の生ゴミ回収容器を工夫したことで周辺住民への理解が進み、市内148ヶ所の集積所に週2回の回収と堆肥化事業を行っている。組合員にはリサイクル生ゴミの収集運搬が、事業として加わった。処理量については当

初の年間目標を大きく超え、市民の協力度合いと関心の高さが感じられる。現在は限られた地域での実験稼働であるが、今後は更なるリサイクル化の理解を進めるため、市内他地区に回収場所を広げて行く必要もあり、今後は減容の成果と処理コストを比較検討した中で、適正なる委託費用といった課題が考慮される。堆肥化による減容化効率がコスト面で認められれば、今後全ての生ゴミを再資源化する筋道がつくため、事業が伸長する可能性を秘めている。



▲学童にも人気がある粉碎機搭載の生ゴミ回収車（象さん号）



▲生ゴミを粉碎し、コロニーで（菌床）で攪拌する作業の風景

御殿場市一般廃棄物処理事業協同組合

住所：〒412-0039
静岡県御殿場市竈307-7
設立：平成5年3月9日
出資金：21,600千円
電話：0550-78-7853
URL：<http://www6.ocn.ne.jp/~yume530/index.html>
業種：一般廃棄物処理業
会員：8人
組合専従者：7人（うち専従理事1人）

組合 Q & A

代表理事の残任義務

役員改選し、理事会を開催したが新代表理事が決まらない。前代表理事は理事に選ばれなかったが残任義務はあるか

代表理事が退任して、その後任者が決まらない場合の法律関係は少し複雑です。

代表理事には、二重の残任義務が課されているからです。理事としての残任義務と、代表理事としての残任義務の二つです。

任期満了で退任した代表理事は、次の代表理事が就任するまで代表理事として残任しなければなりません。そうしないと代表理事が不在の状態になってしまうからです。

疑問なのは、前代表理事が新理事に選出されなかった場合でも残任義務はあるのかということ。理事としての身分は新理事が就任した時点で終わります。終わっているのに、代表理事不在の状態を避けるために前代表理事は残任し

なければならぬのでしょうか。

結論は、前代表理事に残任義務はないということになります。理事でない者が代表理事として残任するのは不適切だからです。代表理事不在の状態が続くことになりませんがやむを得ません。株式会社代表取締役の辞任で残任義務が争われた例があります。(※)

A 会社の甲代表取締役が辞任届を会社に郵送しました。新たに取締役として経営に参加してきた者に実権を握られるようになったため、辞めることにしたのです。甲氏は辞めて B 会社を設立し、以前から自分が担当していた顧客 C を B 会社の取引先にして営業を始めます。A 社は、顧客 C を奪った甲氏の行為が、A 社の取締役としての善管義務・忠実義務違反にあたるとして五〇〇万円の損害賠償を求めました。

争点は、甲氏に残任義務があったのかという点です。裁判所は、次のような理由で甲氏に残任義務はないとしました。

「善管・忠実義務違反で損害賠償を求めることができるのは、甲氏が A 社の取締役として残任している場合である。甲氏が辞任して

も A 社の取締役は最低数を満たしているため、甲氏の辞任は残任義務なく有効に成立する。

代表取締役は取締役の地位を前提とするから、取締役辞任が有効ならば代表取締役になる資格を失う。資格がなければ代表取締役の地位も残任義務なく退任する。したがって、損害賠償責任はない」

この判決から、組合の代表理事も理事でなくなれば代表理事として残任することはないということになります。新理事による理事会を開催して早く代表者を決める必要があるでしょう。

ポイント

★代表理事には二重の残任義務がある

★理事退任後は代表理事としての残任義務なし

(※)東京地裁昭和四五年七月二三日判決 判例時報六〇七号 八二頁

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行より転載。

◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】組合への加入は、原子加入と持分承継加入の2つに分けられ、持分承継加入は相続加入と持分譲受加入の2つに分かれる。

【第3問】脱退は、組合員の意思による自由脱退と、組合員資格の喪失等、組合員の意思に関係しない法定脱退に分けられる。

【第4問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財務状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

【第5問】自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。

《解答》

【第1問】×(新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の決議でよいとされている。したがって総会の承認は必要ない。(協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。)) 【第2問】○ 【第3問】○ 【第4問】×(組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状態により増減することはできない。) 【第5問】○

テーマ 成田空港直行乗合タクシー「マイタウンシャトル」の運行による千葉市内における競争力拡充に向けた取り組み

千葉ハイヤー・タクシー事業協同組合 組合員企業

西岬観光株式会社

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）等の対象となります。

公的な支援策として使える施策があるならば、これを上手に活用しない手はありません。皆さまの組合でも、組合員の経営革新実現に向けて、ぜひ中央会をご活用下さい。「経営革

新計画」の策定につきましては、本会が無料でお手伝いします。

経営革新計画の承認を得ることは、何も資金調達面でのメリットだけではありません。行政からのお墨付きを得た事業モデルとして、その実証性や収益性、成長性についても説得力を高めることができます。

混迷の時代こそ志高く、組合員の新たな取り組みにおける実行力強化を図りましょう。

申請のつややほっ。

当社は、千葉市緑区を拠点にタクシー・ハイヤー、バス運行等を中心的事業として経営する旅客運送会社です。

城西国際大学の学生送迎バスの運行（平成4年開始）、千葉県内初の介護タクシー運行（平成11年開始）、千葉県内初の運転代行業（平成14年開始）、蘇我駅発ちはら台直行深夜バスの運行（平成18年開始）など、バブル景気に陰りの見え始めた時期から事業内容の拡充に取り組みなどとして、自社の発展に努めてきました。

今後も引き続き新たな事業に挑戦すること

で、更なる経営の向上を図りたいと考え、経営革新計画の策定に取り組みこととしました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『成田空港直行乗合タクシー「マイタウンシャトル」の運行による千葉市内における競争力拡充に向けた取り組み』

2. 計画期間

▽平成22年11月～平成26年3月（4年計画）

3. 付加価値額の向上

▽計画時 384,849千円

▽計画終了時の目標伸び率

482,982千円（25・5%）

4. 内容

千葉県は、国際交通の要所である成田空港を擁しているながら、県都である千葉市と空港を結ぶ公共交通は鉄道、路線バスともに脆弱であるのが現状です。

このため、千葉市内から空港まで直行できる交通手段として、当社のタクシーが緑区を中心に利用されてきました。

ただ、緑区内から空港までのタクシー運賃

は、高速道路通行料を含めると、片道で1万2千円以上かかります。乗客にとって利用しやすい金額で空港までの移動をお手伝いできれば、地域住民からこれまで以上に喜んで使ってもらえる交通手段として支持を得られると考えました。

そこで、空港直行客を対象に、乗車定員の多い車両を予約制迎車として配車し、予約客の自宅を回って複数の乗客を乗合させるサービス「マイタウンシヤトル」の運行を手掛けることとしました。



ドア to ドアで成田空港へ!!

新たな取り組みの特徴は？

従来は1万2千円以上であった乗客の運賃負担を、この取り組みにより1人当たり2千5百円にまで軽減することができるようになります。乗客はより安価に空港までの移動ができ、当社は地域貢献型企業として多くの支持を得るメリットがあります。

また、この取り組みは次に示す当社の強みを活かして展開するものであるため、これと同等のサービスを他のタクシ業者が模倣することは困難です。

1. 新事業の即実行性

▽新たな取り組みに使用するワゴン車（乗車定員10人）をすでに保有。

2. 新規乗務員の育成力

▽保有車両が多彩であることから、それぞれの車輛特性に応じた安全運転技能を有する乗務員がいる。

3. 地域密着の営業ノウハウを活用

▽緑区内の道路事情（道路幅員、交通規制、交通量等）を熟知。最速で移動できるルート設定が可能。

4. グループ会社を活用した無料宣伝広告が可能

▽あすか交通(株)及び平和交通(株)（いずれも路線バス・貸切バスの運行等）とともにビイートランセグループを形成。グループ3社が保有する170台もの車両を当社の宣伝カーとして無料で運行。移動機会の多い客層に対し、直接且つ効果的に働きかけることが可能。

成果は？

個人・法人とも新規顧客の獲得に力を入れるため、段階的増車と乗務員の新規採用など、新事業の実施体制を強化します。まずは緑区を中心に事業を展開し、徐々に緑区以外の区にも進出する予定です。また、効率的な迎車運行コースの作成と走行など乗客の利便性を高めるための従業員再育成、グループ170台の保有車両を活用した当社新事業のPRなどによる利用促進を図る計画です。

社長さんの一言

当社は平成22年4月、経営革新計画にもとづき空港乗合「マイタウンシヤトル」の運行を開始しました。当初緑区を中心に利用者の拡大を図ってまいりましたが、今では千葉市内全域に利用者の枠が拡大され、新規利用者も月々確実に伸びております。既存利用者のリピーター率も高く、利用者にとつての新しい移動手段として認知されてきているものと思っております。今後益々お客様の意見を取り入れ、愛される空港乗合「マイタウンシヤトル」を目指し、努力してまいりますので宜しくお願いいたします。

中央会から

経営課題の解決や業績アップのための新たな取り組みをサポートする制度です。事業活動の促進にぜひご活用下さい。

◎経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部まで。☎043-3063282

企業プロフィール

組合名：千葉ハイヤー・タクシ事業(協)
企業名：西岬観光株式会社
代表者：櫻井 敏雄
所在地：千葉市緑区椎名崎189-1
電話番号：043-265-6666
資本金：5,500千円
従業員数：125名
業種：一般乗用旅客自動車運送業
E-mail：passenger@nishizakikanko.com
URL：www.nishizakikanko.com
承認年月日：平成22年10月29日
支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成24年7月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は5のまま変化なし。「減少した」業種は5から4に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から13に増加。「減少した」業種は12から5に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5のまま変化なし。「悪化した」業種は10のまま変化なし。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は5から3に減少。「減少した」業種は8から6に減少。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から10に増加。「減少した」業種は10から8に減少。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は7から8に増加。「悪化した」業種は16から14に減少。

製造業

乳製品

【県内全域】

牛乳類の安売りが目立って多い。全社とも特売中心に販売している。

製材

【県内全域】

太陽光発電やスマートハウス等のリフォーム増加により、住宅業界以外からの参画の増加が目目されている。

製材

【木更津】

国産針葉樹の需要が増加して輸入針葉樹が苦戦している。

印刷

【県内全域】

6月と比較して若干悪化した模様。前年同月比では東日本大震災後の状況が幾分好転してきた。

電気鍍金

【千葉】

経済環境は、依然として好調とは言えない。今夏を過ぎても発注先の好転の望みがない。

鉄工

【千葉】

全体動向として、ここ2〜3ヶ月間特段の変化も見られず、景況は弱含みながら横ばい推移の状況が続いている。

機械部品製造

【野田】

先月同様、先行き受注の見込みが心配される。先行き不透明な状況にある。

機械部品製造

【流山】

電気料金が値上げになり、各社の負担が増加し、影響が大きい。

機械部品製造

【柏】

大手取引先（上場）の現況への対策の動きが活発。特に自動車は内製化のスピードが速まっている。組合を取り巻く業界については、相変わらず海外への生産拠点のシフトが続いている。

金属製品製造

【船橋】

お盆の連休関連による単発的な仕事の動きは見られるが、総合的には落ち着いた状況にある。開発製品の販路の拡大に努めている。

採石

【県内全域】

東京港では港湾整備が始まり、既に前年度総量を上回る岩石等の出荷が見込まれており、今後も見込める。横浜港の南本牧コンテナターミナル整備事業での工事が9月以降見込まれる。

土砂採取

【県内全域】

引き続き骨材の需要は減少したまま推移。地域別では主要の生コン業界へは若干の出荷増はあるものの力強さのないところや6月は好調であったが7月はやや低調に推移しているとみられるところ、売上が増加・不変、在庫が減少・不変で景気感に大きな変化はない

ところ等が見られる。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】

【鶏卵卸】 昨年は震災により東日本の鶏卵生産が減少して価格が上昇したが、今年は東日本の生産回復と西日本の昨年からの増産により供給過剰気味。夏場の需要減少期と合わせ、価格下落の傾向。

【食肉卸売】

【千葉市他】

明るい兆しが見えてこない。牛の肝臓生食が禁止されたために内臓価格が下落している。

大規模小売店舗の進出により中小小売業者の閉店が見られる。

【建築材料卸売】

【県内全域】

セメントは東北は無論、東京・埼玉も需要が見込まれるが、千葉は残念ながら期待できない。大型物件が乏しく、復興需要から取り残されているが、近い将来は動くはず。欧州懸念もあるが、当面前年より悪くなる材料はない。

業界の動向としては、セメントは全国的に需要が回復気配。東北のがれき受入償却は社会的使命であるが、収益にも好材料となっている。原熱料の石炭も円高恩恵で実質値下がりしているため、月次決算は良好の気配。

【自動車解体】

【県内全域】

スクラップ価格下落続く。円高による海外向け部品販売の環境の悪化。

【乾物卸売】

【県内全域】

消費低迷状況は変わらず。業界動向は、CODEX（国際食品安全規格）の海苔に関する規格制定のアジア地域調整部会の公式協議が行われた。日中韓の3国間での議論が収束しなかったため、共同提案が無理となる可能性が大きく、2年後のCODEXアジア地域調整部会に向けて、議論を進めるか持ち帰り検討することとなった。

総務省が行った昨年の全国家計調査の結果、品目別の年間支出で千葉市が海苔購入金額で日本一に。これに伴い「日本一ありがとうキャンペーン」を実施するためプロジェクト委員会を発足させた。

【小売】

【柏】

極度な節電の心配がなく、昨年より活気を感じる。見切りに入った軽衣料品を中心に売れているが、後半は暑さからか客数が伸びない。

【電気機器小売】

【県内全域】

猛暑が続く、エアコンの動きが顕著。ただ前年に比べると小商いで推移している。冷蔵庫、洗濯機

が動き始め、この猛暑が8月いっぱい続けばかなり助かる。

【青果小売】

【千葉】

相場の下落により、利益額が低下。暑さによるロスも目立つ。ギフトの動きは予想を下回った模様。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

エコカー補助金の早期終了による新車の駆け込み需要で、相対的に中古車の引き合いが弱まっている。また、夏のボーナス商戦も低調で、相場が下落状況。円高による輸出も厳しい状態が続いている。

【小売】

【東金】

前半があまり暑くならなかったので、全般的に不調。ファッション関連品は、前半の夏物バーゲン時期で振るわなかった。食品関係は後半になり盛り返した。高額品関係は、依然として低迷。後半、オンラインピックが始まり夕方から夜の客が減ってしまった。

【小売】

【野田】

先月より猛暑対策として、朝8時開店を実施した結果、午前中の来店客が増加し、売上に結びついてきた。

【小売・サービス】

【柏】

商店街には激暑になると人出が全くなくなり、午前中と夕方の商

売の気配。商店会のガラポン抽選会を実施したが暑さが災いしてか抽選回数では今迄で一番の悪い結果となった。

【建設揚重】

【県内全域】

石油プラント定修工事他、県内工事はいずれも小規模工事で需要の低迷が続いている。

【一般廃棄物処理】

【千葉】

前年よりは良かったものの、例年通りの状況となった。（昨年は地デジ化の影響により非常に良い状況だったため、前年同月比は悪化となっている）

【ソフトウエア】

【県内全域】

低迷状態継続中。業界の景況前年同月比が好転となっているが、震災後の前年との比較なので、評価できる状況ではない。

【建設】

【県内全域】

当連合会会員の受注額は、8,555百万円であった。これは前月比で3,942百万と大幅な増加。前年月比でも1,928百万の増加となった。

【貨物運送】

【野田】

先月に続き良い傾向。燃料単価も少し下がり落ち着いてきた。

【輸出入】

【県内全域】

回復基調にある。

テーマ

新商品の共同開発

組成型製品「ウエーブボウソウ」の開発

千葉県コンクリート製品協同組合

本会の会員組合である千葉県コンクリート製品協同組合は、平成24年6月1日、雑草抑制型コンクリート製品「ウエーブボウソウ」を発表しました。この製品は、着手して3年弱の歳月をかけ、試作試験、機能確認のための実験を繰り返し返して製品化されたもので、デフレスパイラルに悩む業界にとって、切り札として期待されています。

新製品「ウエーブボウソウ」とは？

歩道等に自生して繁殖する雑草を抑制するために、組合が考案した「ウエーブ条溝機能」を有した道路用コンクリート製品です。商品名の「ウエーブボウソウ」は、房総で生まれた波型形状による防草技術を全国に波及させ、歩道に雑草のない「明るい社会づくり」を築こうとする意味を持っています。

開発経緯

▽平成21年8月、歩道の雑草が問題化しているとの情報を得る。

▽同年11月、理事会でプロジェクトチームを編成し、開発に着手。

▽平成22年2月、雑草繁殖のメカニズムを特定し、コンクリート製品の形状により雑草の生育を抑制できる技術を考案。

▽同年4月、千葉県中小企業団体中央会「連携組織活性化研究会」の支援事業を実施。

▽同年5月、試作試験開始。

▽同年7月、意匠2件を登録。

▽同年8月、機能確認のため、人工隙間に菜花の種を蒔いた促成実験や曝露実験による追跡調査を開始。

▽平成23年3月、促成実験において機能の有効性を確認。

▽同年6月、ブランドプロジェクトで事業化への取組み開始。

▽同年10月、千葉市原市、山武市で試験施工を実施。

▽平成24年2月、曝露実験で雑草の抑制を確認。

▽同年5月、商品特性を効果的にPRするためのプレゼン資料の作成について、専門家からアドバイスを受けるため、千葉県中央会

の支援事業である「個別専門指導事業」を活用。

▽同年6月、販売開始。

現状

歩道等（特に郊外）における雑草の繁殖は、通行者の視界を遮るなど、見通しを悪化させ、交通安全や景観維持の面で問題となっています。また、一度繁殖した雑草を除去するには、経費や人手等のコストが嵩むため、放置状態となっているケースが殆どです。

なぜ、雑草は繁殖するのか？

歩道等を形成するコンクリート製品とアスファルト舗装の接合面は、施工直後は密着しているものの、経年の振動により剥離し、その剥離は、寒暖による収縮膨張の繰り返しにより、影響を受け、隙間となって広がります。すると、飛散した雑草の種子が、その隙間の土で発芽し、根を路盤に伸長させて繁殖するのであります。（図1）

雑草の繁殖を抑制するために、千葉県コンクリート製品協同組合が考えたこと

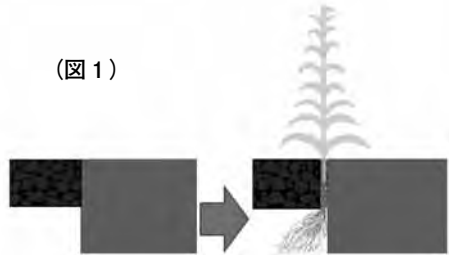
- ① コンクリート製品のアスファルト接地部を楔型（ウェーブ状）にして、アスファルトの収縮膨張を抑える。（図1）
 - ② 万が一隙間が生じても、植物の「屈地性※」を利用し雑草の育成を抑制する。
- ※植物の屈地性：植物は通常、根の先端は下方に（向地性）、茎の上部は上方に向かって屈曲する（背地性）性質のこと。

「ウェーブボウンウ」の特徴

- ① コンクリート製品にウェーブ条溝を設けることで、歩道等における隙間の発生拡大を



(図1)



防ぐことが可能。（図2）

- ② 隙間が生じた場合でも、雑草の種子は条溝に留まり、発芽しても根は向地性のため、ウェーブによって阻害され路盤に根を伸長させることが出来ず、繁殖を抑制できる。（図3）

- ③ 路盤に潜在している雑草の種子は、隙間が発生しないため発芽し生育することが出来ない。万が一、隙間が出来た場合でも、茎は背地性のためウェーブによって阻害され生育が出来ない。（図4）

(図2)



(図3)



(図4)



「ウェーブボウンウ」製品のメリット

- ① 歩道における雑草の繁殖が抑制されるため、視界が広がり快適な生活環境が維持出来る。
- ② 通行の障害となっていた雑草の繁殖が抑制

され、高齢者、身体障害者、車いす利用の方に安全な歩道を提供することが出来る。また、車両運転者は視界が良くなるため、歩行者の早期確認に繋がり、交通安全に寄与出来る。

- ③ 道路の維持管理に要する除草費用が軽減出来る。
- ④ 既存の型枠に、ウェーブ条溝鋼材を設置することで、側溝等の様々な製品への応用が可能である。
- ⑤ 現場での施工性は従来製品と同じである。
- ⑥ 県内の全域に組合員工場が分布しているため、安定供給が可能である。

今後の取り組み予定

- ① 千葉県土木技術講習会H24第1回新技術発表会での発表
- ② 国土交通省NETIS（新技術情報提供システム）への登録申請
- ③ 組合財務の充実化を図るため、員外者（県外）へ工業所有権の契約を拡大。

お問い合わせ先

千葉県コンクリート製品協同組合

【住所】千葉県中央区富士見2-22-2

【電話】043(227)6843

【FAX】043(225)7295

【HP】<http://park6.wakwak.com/~concr~>

千葉県商業協同組合協議会

創立総会開催

県下の商業活動に携わる事業協同組合が協議会を組織して連携を強化することで、会員が実施するイベントの支援や会員間の情報交流を促進することにより、県内地域商業者の売上増進や環境整備、顧客サービスの向上に寄与することを目的に、千葉県一円を地区とする「千葉県商業協同組合協議会（発起人代表 土屋利夫 大原中央商店街（協）代表理事）」は8月3日、千葉市内において創立総会を開催し発足した。

創立総会では、会則を制定し、初年度及び次年度の事業計画と収支予算を決定。また初代会長には、土屋発起人代表が就任した。

初年度においては、加入促進を図りつつ、会員相互の情報交換を促進して組織強化に努めるとともに、より良い共同宣伝事業について研究討議を行うなど、組織運営における発展策を図るための事業を展開していく方針。

なお、土屋会長以下役員は次のとおり決定した。

▽副会長 加藤克美（館山市商業

（協）・代表理事、斉藤敏文（松葉町商店会（協）・代表理事）▽理事 鈴木重夫（協）佐原信販・代表理事、石戸新一郎（協）柏駅東口中央商店街連合・代表理事）▽監事 三橋正文（大久保商店街（協）・代表理事）

健康づくり食生活講演会

開催のお知らせ

9月は、「がん征圧月間」です。日本人の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんは、毎日の生活に気を付けることにより、その6割が予防できると言われています。

講演会に参加して、がん予防を実行してみませんか。

【日時】平成24年9月14日（金）

13時50分～15時10分

【会場】千葉県教育会館大ホール

千葉市中央区中央4-13-10

【内容】『がん』の成り立ちとその予防（がんを防ぐ新12か条）

【講師】千葉県がんセンター センター長 中川原章

【定員】450名

【参加費】無料

引き続き、15時20分～16時40分「健康づくり提唱のつどい」を開催します。

【内容】「体を守る免疫のはなし」

【講師】順天堂大学医学部免疫学講座 准教授 竹田 和由

◎申込み・お問合せ

（公社）千葉県栄養士会

☎043-256-1117

（平日の午前10時～午後4時）

平成24年秋の全国交通安全運動 （千葉県交通安全対策推進委員会）

■運動名 平成24年 秋の全国交通安全運動

■期間

①平成24年9月21日（金）から9月30日（日）までの10日間

②交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（日）

■目的

日没時間が急速に早まる秋口は、例年、夕暮れ時や夜間の交通事故が多発傾向にあり、歩行者や自転車の事故の増加が懸念されます。

そこで、秋の行楽シーズンを控えたこの時期に、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

■スローガン

「広めよう

早めのライトと反射材」

本運動から全国統一キャッチコピーを募集、内閣府企画選考委員会で決定

■重点目標

①子どもと高齢者の交通事故防止

②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、

反射材用品等の着用の推進及び

自転車前照灯の点灯の徹底）

③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

の徹底

④飲酒運転の根絶

【主唱】千葉県交通安全対策推進委員会

【新入職員】



【新入職員】

▽岩澤龍一（商業連携支援部主事）：仕事を早く呑み込めるよう頑張ります。ご指導のほど宜しくお願い致します。▽新井要平（工業連携支援部主事）：早く一人前になるべく努力します。宜しくお願い致します。

事業主の皆さまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

障害者雇用率制度とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意

従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出 など

◎詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。